IASB® Update
From the International Accounting Standards Board
IFRS

IASB Update
2020 年 1 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2020 年 1 月 28 日から 30 日にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- **SMEs である子会社**
- **共通支配下の企業結合**
- **資産リターンに応じて決まる年金給付**
- **適用に関する事項**
- **開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー**
- **概念フレームワークへの参照の更新（IFRS 第 3 号の修正）**
- **引当金**
- **リサーチ・プログラムのアップデート**
- **料金規制対象活動**
- **IBOR 改革と財務報告への影響 — フェーズ 2**
- **IFRS 第 17 号「保険契約」の修正**
- **IFRS タクソノミ・アップデート — 金利指標改革（IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の修正）**

関連情報

今後の IASB 会議 ：
2020 年 2 月 24－28 日
2020 年 3 月 16－20 日
2020 年 4 月 20－24 日

IASB *Update* ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB *Update* は**こちら**

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は**こちら**

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は**こちら**

SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は 2020 年 1 月 28 日に会合し、SMEs である子会社についてのプロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移すかどうか、また、その場合の下記の扱いについて議論した。

a. 3 つの代替的なアプローチのうちどれを本プロジェクトは進めるべきか

b. 本プロジェクトのための協議グループを設置するかどうか

出席した審議会メンバー全員が、審議会は本プロジェクトを基準設定プログラムに移すかどうかを決定するための十分な情報を有していると納得した。2 名のメンバーが欠席した。

したがって、審議会は本プロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移すことを決定した。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。2 名が欠席した。

審議会は本プロジェクトの 3 つの代替案について議論した。

a. IFRS for SMEs 基準の第 2 次の包括的レビューが完了して審議会が当該基準の修正を公表するまで、追加の作業を延期する（選択肢 X）。

b. オーストラリア会計基準審議会が簡素化した開示基準を公表するまで追加の作業を延期し、当該基準に基づく公開草案を公表する（選択肢 Y）。

c. IFRS 基準及び IFRS for SMEs 基準の関連セクションの分析によって、必要な手直しの識別を継続し、できるだけ早く協議文書（公開草案又はディスカッション・ペーパー ― 今後の会議で決定）を開発する（選択肢 Z）。

審議会は、本プロジェクトは選択肢 Z に従うべきであると決定した。14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。2 名が欠席した。

審議会は、本プロジェクトのための諮問グループは設置しないことを決定した。公的に説明責任のない企業の通常融資している融資者と子会社財務諸表の作成者と協議する方が適切であると考えてのことである。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。2 名が欠席した。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの間に生じるトピック（範囲を含む）について議論する。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23A 及び 23B）

審議会は 2020 年 1 月 29 日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

どのような場合に各測定アプローチを適用するのかに関するアップデート（アジェンダ・ペーパー 23A）

審議会は、どのような場合に各測定アプローチを本プロジェクトの範囲に含まれる取引に適用するのかに関する暫定的な決定に対するフィードバックについて議論した。審議会は以前に、非公開の受入企業は次のようにすると暫定的に決定していた。

a. 非支配株主の全員が、受入企業が簿価引継アプローチを適用することを知らされ、反対していない場合には、簿価引継アプローチを適用することが認められる（免除）。

b. 非支配株主の全員が受入企業の関連当事者である場合には、簿価引継アプローチを適用することが要求される（例外）。

今回の会議で、審議会は、上記の免除と例外を資本性金融商品が公開の市場で取引されている企業に拡張できるかどうか、また、その場合、どのようにして拡張できるのかを検討した。

審議会は何も決定を求められなかった。

簿価引継アプローチ ― 対価及び資本における表示（アジェンダ・ペーパー23B）

審議会は、共通支配下の企業結合における受入企業が当該結合について簿価引継アプローチを適用して報告する場合には、次のことを要求されると暫定的に決定した。

a. 資産で支払った対価を結合日現在の当該資産の帳簿価額で測定する。14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。1 名が欠席した。

b. 譲渡者に向けての負債の発生（又は譲渡者から引き受けた負債）という形式での対価を、結合日現在の当該負債の当初認識時に適用される IFRS 基準に従って決定された当該負債の帳簿価額で測定する。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

c. 取引コストを、それらが発生した期間の純損益計算書において費用として認識する。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

d. 負債性金融商品又は資本性金融商品の発行に関連したコストを IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 9 号「金融商品」に従って認識する。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

e. 支払った対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額があれば、資本の変動として認識する。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名が欠席した。

審議会は、次のことを定めないことを暫定的に決定した。

a. 受入企業は自己の株式で支払った対価をどのように測定するのか

b. 受入企業は、支払った対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を資本のどの内訳項目に表示するのか

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名が欠席した。

これらの暫定的な決定により、簿価引継アプローチを受入企業がどのように適用するのかに関する審議会の議論が完了する。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は企業が本プロジェクトの範囲に含まれる取引に関してどのような情報を開示すべきかについて議論する。審議会は、本プロジェクトについてどのような種類の協議文書を公表するのか及び当該文書の書面投票プロセスを開始するかどうかについても決定する。

資産リターンに応じて決まる年金給付（アジェンダ・ペーパー6）

審議会は本プロジェクトに関するアップデートを聞いた。これには本プロジェクトの背景、「上限付き」最終コスト調整モデルの記述及び本プロジェクトの今後のステップが含まれていた。審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

スタッフは審議会に、現行の要求事項における会計上の結果を「上限付き」最終コスト調整モデルにおける会計上の結果と比較するための設例を提示する。

適用に関する事項（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2020 年 1 月 29 日に会合し、適用に関する事項について議論した。

IFRIC Update

審議会は IFRS 解釈指針委員会の 2019 年 11 月の会議に関するアップデートを受けた。この会議の詳細は 2019 年 11 月の IFRIC Update で公表された。

審議会は何も決定を求められなかった。

開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は 2020 年 1 月 29 日に会合し、下記について議論した。

- 確定給付制度に係る期待キャッシュ・フローについての暫定的な具体的開示目的を満たすために使用できる情報 — アジェンダ・ペーパー11A

- IAS 第 19 号「従業員給付」における開示に関する審議会の暫定的な決定と当該基準の開示要求との比較 ― アジェンダ・ペーパー11B

確定給付制度に係る期待将来キャッシュ・フロー（アジェンダ・ペーパー11A）

審議会は、審議会が 2019 年 7 月の会議で暫定的に合意した、確定給付制度に係る期待将来キャッシュ・フローについての具体的な開示目的を満たすことのできる情報に関する議論を継続した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. 具体的な開示目的は、確定給付制度債務が企業の将来キャッシュ・フローに与えると予想される影響に関する情報に言及することを意図したものである旨を明確化する。

b. 具体的な開示目的を満たすために使用した方法を説明することを企業に要求する。

c. 企業が具体的な開示目的を満たすために提供することができるが要求はされない情報を識別する。例えば、

   i. 報告期間の末日現在の確定給付制度債務を賄う、予想される将来の拠出に影響を与える積立契約又は方針の記述。このような契約には、制度の受託者又は管理者と締結したものが含まれる可能性がある。

   ii. 報告期間の末日現在の確定給付制度債務を賄う予想される将来の拠出に関する定量的情報

   iii. 予想される将来の拠出に影響を与える規制上の又は他の契約の記述（既知の最低積立要件を含む）

   iv. 将来の拠出の予想されるパターン又は率に関する情報。例えば、将来の拠出が当報告期間に行われた拠出よりも、増加する・同様である・減少する、のいずれと見込まれるのかに関する情報

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成した。1 名が欠席した。

審議会は、含めることを暫定的に決定した情報の目的適合性を決定するために、企業が、企業自身の状況において、どのように判断を適用するのかを説明するための適用指針を IAS 第 19 号に含めることも暫定的に決定した。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

審議会の暫定的な決定と IAS 第 19 号「従業員給付」の開示要求との比較（アジェンダ・ペーパー11B）

審議会は、IAS 第 19 号における開示に関する暫定的な決定が、当該基準の開示要求とどのように比較されるのか及びそれらの暫定的な決定を精緻化すべきかどうかを検討した。

確定給付制度について、審議会は暫定的に次のことを決定した。

a. 下記についての具体的な開示目的に関する暫定的な決定を変更しないままとする。

   i. 基本財務諸表上の金額。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

   ii. 確定給付制度債務から生じる期待将来キャッシュ・フロー。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

   iii. 閉鎖型の制度への支払が引き続き行われる期間。14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。1 名が欠席した。

   iv. 企業が確定給付制度債務を算定するために使用する重要な数理計算上の仮定。14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。1 名が欠席した。

b. ハイレベルの包括的な開示目的に関して、企業が確定給付制度に関する情報を分解するために使用できる特性又は特徴を列挙する。14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。1 名が欠席した。

c. 資産又は負債に対応した（asset- or liability-matching）投資戦略を、確定給付制度の性質及びリスクに関する具体的な開示目的を満たすために企業が提供することができるが要求はされない情報の一例として識別する。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

d. 確定給付制度の性質及びリスクに関する具体的な開示目的を満たすために企業が提供することができるが要求はされない情報を識別する。例えば、

   i. 制度改訂、縮小及び清算の記述

   ii. 制度資産として保有されている企業自身の移転可能な金融商品の公正価値及び企業が占有している不動産又は使用している他の資産である制度資産の公正価値

   14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

e. 確定給付負債又は資産の純額の変動の発生要因に関して、下記の目的を満たすことのできる具体的な開示目的及び情報を修正する。

   i. 確定給付負債又は資産の純額の変動の主要な決定要因の表形式での調整表を開示することを企業に要求する。

   ii. 補填の権利に係る変動の決定要因を含める。

   iii. 変動の決定要因の 3 つの例を追加する。利息収益又は費用、確定給付資産の純額を資産上限額までに制限することの影響の変動、清算による利得及び損失である。

   14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名が欠席した。

審議会は、確定拠出制度、短期従業員給付、その他の長期従業員給付及び解雇給付に関する暫定的な決定を変更しないままとすることを暫定的に決定した。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

複数事業主制度について、審議会は、当該制度の性質及びリスクに関する具体的な開示目的を満たすために企業が提供することができるが要求はされない情報を識別することを決定した。すなわち、

a. すべての複数事業主の確定給付制度について、制度の解散時又は企業の制度からの脱退時における積立不足又は積立超過の合意された配分の記述

b. 確定拠出制度として会計処理される複数事業主の確定給付制度について、当該制度が確定給付制度である旨及び企業が支払うべき将来の拠出の金額に影響を与える可能性がある当該制度の積立不足又は積立超過に関する情報

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

グループ制度に関して、審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. 確定給付制度として会計処理されるグループ制度について、企業は、当期中に確定給付制度から生じた基本財務諸表上の金額に関する具体的な開示目的を満たすために、正味の確定給付費用を個々のグループ企業に賦課することに関する契約上の合意又は明記された方針を開示することができるが要求はされない。

b. 確定拠出制度として会計処理されるグループ制度について、企業は、確定給付制度の性質及びリスクに関する具体的な開示目的を満たすために、企業が支払うべき将来の拠出の金額に影響を与える可能性がある当該制度の積立不足又は積立超過を開示することができるが要求はされない。

c. 企業は、他のグループ企業の財務諸表が企業の財務諸表と同じ条件で同時に利用者に利用可能である場合には、当該他の企業の財務諸表における開示への相互参照によって開示目的を充足することができる。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は次のことを行う。

a. IFRS 第 13 号「公正価値測定」を、公正価値測定が財務業績の計算書に与える影響に関する目的を満たすために使用できる別個の開示目的及び情報を含めるように修正すべきかどうかを検討する。

b. 的を絞った基準レベルの開示のレビューの試験フェーズの間に得られた教訓並びにそれによる開示目的及び開示要求の開発及び文案作成のための審議会のガイダンス案の修正の可能性について議論する。

「概念フレームワーク」への参照の更新（IFRS 第 3 号の修正）（アジェンダ・ペーパー10）

審議会は 2020 年 1 月 30 日に、IFRS 第 3 号「企業結合」の修正を最終確定するため会合した。

経過措置及び発効日

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

a. 取得日が 2022 年 1 月 1 日以後開始する最初の事業年度の期首以後である企業結合に本件修正を適用することを企業に要求する。

b. 企業が「IFRS 基準における概念フレームワークへの参照の修正」で行われた修正のすべてについても同時に適用する場合には、企業が本件修正を早期適用することを認める。

c. 本件修正を早期適用する企業に対し、早期適用した旨を開示することを要求しない。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセス

審議会は、本件修正は再公開を要しないと決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

14 名の審議会メンバー全員が、審議会は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており本件修正のための書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

本件修正の公表に反対票を投じる意向を示した審議会メンバーはいなかった。

今後のステップ

審議会は本件修正を 2020 年第 2 四半期に公表する予定である。

引当金（アジェンダ・ペーパー22）

審議会は 2020 年 1 月 30 日に、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の諸側面を修正するプロジェクトを作業計画に追加すべきかどうか、また、その場合にプロジェクトの範囲をどのようにすべきかを決定するため会合した。

14 名の審議会メンバー全員が、審議会が決定を下すための十分な情報を得ていると納得したことを確認した。

審議会は、次のことを行うプロジェクトを作業計画に追加することを決定した。

a. IAS 第 37 号における負債の定義及び負債の識別に関する要求事項を「財務報告に関する概念フレームワーク」に合わせる。

b. どのコストを引当金の測定値に含めるべきかを明確化する。

c. 企業が引当金を割り引く率は企業自身の信用リスクを反映すべきかどうかを定める。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は他の事項を本プロジェクトの範囲に含めないことを決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。

今後のステップ

スタッフは審議会が検討するためのプロジェクト計画を作成する。

リサーチ・プログラムのアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

審議会は 2020 年 1 月 30 日に会合し、リサーチ・プログラムについてのアップデートを受けた。リサーチ・プログラムを含む審議会の作業計画は、ここで入手できる。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、リサーチ・プログラムに関する次回のアップデートを 3 か月後又は 4 か月後に受ける予定である。

料金規制対象活動（口頭でのアップデート）

審議会は 2020 年 1 月 30 日に会合し、料金規制対象活動から生じる企業の増分的な権利及び義務に関してより適切な情報を財務諸表利用者に与えるための審議会の提案の公開草案の作成における、スタッフの進捗状況についてのアップデートを受けた。

今後のステップ

審議会は提案の公開草案を 2020 年後半に公表する予定である。

IBOR 改革と財務報告への影響 — フェーズ 2（アジェンダ･ペーパー14）

審議会は 2020 年 1 月 30 日に会合し、金利指標改革（IBOR 改革）により生じる可能性のある下記の論点について議論した。

a. 本プロジェクトのフェーズ 2 における現在までの審議会の暫定的な決定と、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」のフェーズ 1 での修正の適用終了に関する要求事項との関係

b. IBOR 改革が金融商品会計に関連する以外の IFRS 基準に与える可能性のある影響

c. 本プロジェクトのフェーズ 2 に関する審議会の暫定的な決定に伴って生じる可能性のある開示要求

アジェンダ・ペーパー14 は、審議会のこれまでの暫定的な決定の要約を情報目的でのみ提供した。

適用の終了 — フェーズ 1 の例外（アジェンダ・ペーパー14A）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. IAS 第 39 号を修正し、遡及的な有効性の評価の目的でのみ、IAS 第 39 号の第 102G 項における遡及的な評価への例外の適用が終了する日において、ヘッジ手段及びヘッジ対象の公正価値変動の累計額をゼロにリセットすることを企業に要求する。

b. IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号におけるキャッシュ・フロー・ヘッジについての可能性が非常に高いという要求及び将来に向かっての評価に対するフェーズ 1 での例外の適用終了の要求事項について修正を行わない。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

他の IFRS 基準（アジェンダ・ペーパー14B）

審議会は次の修正を行うことを暫定的に決定した。

a. IFRS 第 16 号「リース」を修正し、リース料の基礎となっている金利指標のリース条件変更のうち IBOR 改革の直接の結果として要求され経済的に同等のベースで行われるもの（IBOR 改革によって直接要求される条件変更）の会計処理に、IFRS 第 16 号の第 42 項(b)及び第 43 項を適用することを借手に要求する。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

b. IFRS 第 4 号「保険契約」を修正し、IFRS 第 9 号の一時的免除を適用する保険者に対し、IBOR 改革によって直接要求される条件変更の会計処理において、本プロジェクトのフェーズ 2 における審議会の暫定的な決定から生じる修正を適用することを要求する。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

審議会は、IBOR 改革の文脈において下記に対する修正は行わないことも暫定的に決定した。

a. IFRS 第 13 号「公正価値測定」。どのような場合にどの時点で金融資産又は金融負債を公正価値ヒエラルキーの中の異なるレベルに振り替えるべきなのかを決定するための十分なガイダンスを提供しているからである。これらの振替は、IBOR 改革の経済的な影響を反映するものであり、したがって財務諸表利用者に有用な情報を提供する。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

b. IFRS 第 17 号「保険契約」。企業が IBOR 改革の文脈において保険契約の条件変更を会計処理するための適切な基礎を提供しているからである。そうした会計処理は財務諸表利用者に有用な情報をもたらす。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

c. 割引率に関する IFRS 基準の現行の要求事項。金利指標の置換えから生じる割引率の変更の潜在的な影響の適切な会計処理を決定するための適切なガイダンスをすでに提供しているからである。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

開示（アジェンダ・ペーパー14C）

審議会は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を修正して、財務諸表利用者が下記を理解できるようにする開示を提供するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

a. 企業が晒されている IBOR 改革から生じるリスクの性質及び程度、並びに企業がそれらのリスクをどのように管理しているのか

b. 金利指標から代替的な指標金利への移行の完了における企業の進捗状況、及び企業がその移行をどのように管理しているのか

この目的を達成するため、企業は下記に関する情報を開示することになる。

a. 金利指標から代替的な指標金利への移行をどのように管理しているのか及び報告日現在の進捗状況、並びにこの移行から生じたリスク

b. 改革の対象となる金利指標を引き続き参照する金融資産及び金融負債の帳簿価額（デリバティブの名目金額を含む）を、重要な金利指標ごとに分解

c. 企業が晒されている重要な代替的な指標金利のそれぞれについて、契約上のキャッシュ・フローの条件変更が IBOR 改革の直接の結果として要求されたものでかつ経済的に同等のベースで行われたのかどうかを評価するために、企業がどのようにしてベース金利及び金利に関連する修正を決定したのかの説明

d. IBOR 改革が企業のリスク管理戦略の変更を生じさせている範囲で、これらの変更及び企業がそれらのリスクをどのように管理しているのかの記述

今後のステップ

今後のボード会議で、審議会は下記について議論する。

a. 本プロジェクトのフェーズ 2 で提案する修正の適用終了

b. 修正案の任意適用又は強制適用

c. 修正案の経過措置及び発効日

d. デュー・プロセスの手順

IFRS 第 17 号の修正（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2020 年 1 月 30 日に会合し、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に対する下記に関してのフィードバックについて議論した。

- 一部のクレジットカード契約の IFRS 第 17 号からの範囲除外（アジェンダ・ペーパー2A）
- 経過措置 ― リスク軽減オプションの遡及適用の禁止（アジェンダ・ペーパー2B）
- 企業結合 ― 決済期間において取得した契約（アジェンダ・ペーパー2C）
- 期中財務諸表（アジェンダ・ペーパー2D）
- 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産 ― 経過措置及び企業結合（アジェンダ・ペーパー2E）

一部のクレジットカード契約の IFRS 第 17 号からの範囲除外（アジェンダ・ペーパー2A）

審議会は、IFRS 第 17 号からの範囲除外の提案を若干変更したうえで確認し、次のような要求とすることを暫定的に決定した。

企業は、企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を契約の価格を設定する際に反映していない場合に、かつ、その場合にのみ、IFRS 第 17 号の範囲から保険契約の定義を満たすクレジットカード契約を除外することを要求される。企業がそのようなクレジットカード契約の契約条件の一部として顧客に保険カバーを提供している場合には、企業は次のことを要求される。

a. 保険カバー要素を分離して、それに IFRS 第 17 号を適用する。

b. クレジットカード契約のその他の構成要素に、他の適用される IFRS 基準（IFRS 第 9 号「金融商品」など）を適用する。

審議会は、この修正を、このようなクレジットカード契約に類似した与信又は支払の取決めを提供する契約が保険契約の定義を満たし、企業が他の個々の顧客に関連した保険リスクの評価を契約の価格を設定する際に反映していない場合に拡張することも暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

経過措置 ― リスク軽減オプションの遡及適用の禁止（アジェンダ・ペーパー2B）

審議会は、IFRS 第 17 号におけるリスク軽減オプションの遡及適用の禁止を変更なしに維持することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

企業結合 ― 決済期間において取得した契約（アジェンダ・ペーパー2C）

審議会は、事業を構成しない保険契約の移転又は IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲に含まれる企業結合において、決済期間において取得した保険契約に関する IFRS 第 17 号の要求事項を変更なしに維持することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

期中財務諸表（アジェンダ・ペーパー2D）

審議会は、IFRS 第 17 号の B137 項を修正して企業に次のことを要求することを暫定的に決定した。

a. 過去の期中財務諸表で行った会計上の見積りについて、その後の期中財務諸表又は事業年度において IFRS 第 17 号を適用する際に取扱いを変更するかどうかについて会計方針の選択を行う。

b. 会計方針の選択を、すべての発行した保険契約及び保有している再保険契約に適用する（すなわち、企業レベルでの会計方針の選択）

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産 ― 経過措置及び企業結合（アジェンダ・ペーパー2E）

IFRS 第 17 号への移行

審議会は、移行日において保険契約グループについての保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を識別し、認識し測定することを企業に要求するように IFRS 第 17 号を修正することを暫定的に決定した。企業が IFRS 第 17 号を遡及適用することが実務上不可能である場合に、かつ、その場合にのみ、企業は移行日において保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチのいずれかを適用して測定することを要求される。

修正遡及アプローチ

修正遡及アプローチにおいては、IFRS 第 17 号の C8 項の要求に沿って、審議会は、遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない場合にのみ、企業は下記の修正を使用することを認められるよう IFRS 第 17 号を修正することを暫定的に決定した。

そのような場合に利用可能な修正は、企業が次のことを要求されるものである。

a. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を、移行日現在で利用可能な情報を使用し、移行日前に支払った保険獲得キャッシュ・フローの金額を識別し移行日前に存在しなくなった契約に関連する金額を除外することによって測定する。

b. 識別した金額を、企業がその後に適用する規則的かつ合理的な配分方法で下記に配分する。

   i. 移行日において認識されている保険契約グループ

   ii. 移行日後に認識されると見込まれる保険契約グループ

c. 移行日において認識されている保険契約の契約上のサービス・マージンの測定を、本項 b(i)を適用して算定した保険獲得キャッシュ・フローの金額を控除することによって修正する。

d. 移行日後に認識されると見込まれる保険契約に係る保険獲得キャッシュ・フローについて、本項 b(ii)を適用して算定した金額で資産を認識する。

審議会は、この修正を適用するために必要な合理的で裏付け可能な情報を有していない企業が、移行日において下記のように決定することによって修正遡及アプローチを適用することを認めるように IFRS 第 17 号を修正することも暫定的に決定した。

a. 移行日において認識されている保険契約グループの契約上のサービス・マージンの修正をゼロとして

b. 移行日後に認識されると見込まれる保険契約グループについての保険獲得キャッシュ・フローに係る資産をゼロとして

公正価値アプローチ

公正価値アプローチにおいては、審議会は、企業が移行日において下記の権利を獲得するために負担するであろう保険獲得キャッシュ・フローの金額として測定した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を認識することを企業に要求するように IFRS 第 17 号を修正することを暫定的に決定した。

a. 移行日までに組成されたが移行日において未だ認識されていない保険契約の保険料から保険獲得キャッシュ・フローを回収する権利

b. 企業がすでに支払った保険獲得キャッシュ・フローを再び支払うことなく、移行日後に将来の契約を獲得する権利

c. 下記の将来の更新を獲得する権利

    i. 移行日において認識されている契約

    ii. 本項(a)及び(b)に記述した契約

保険契約の移転と企業結合

審議会は、事業を構成しない保険契約の移転及び IFRS 第 3 号の範囲に含まれる企業結合において保険契約を取得する企業に対し、下記の権利について取得日現在の公正価値で測定した別個の資産を認識することを企業に要求するように IFRS 第 3 号及び IFRS 第 17 号を修正することを暫定的に決定した。

a. 企業がすでに支払った保険獲得キャッシュ・フローを再び支払うことなく、取得日後に将来の契約を獲得する権利

b. 下記の将来の更新を獲得する権利

    i. 取得日において認識されている契約

    ii. 本項(a)に記述した契約

減損テスト

審議会は、IFRS 第 17 号への移行時において、移行日において認識されている保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、企業は、移行日前の期間について公開草案の第 28D 項における回収可能性評価の要求の遡及適用を要求されない旨を明確化することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に対するフィードバックに対応する議論の残りのトピックを再審議する。

IFRS タクソノミ・アップデート — 金利指標改革（IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の修正）（口頭でのアップデート）

審議会は 2020 年 1 月 30 日に会合し、下記についての口頭でのアップデートを受けた。

a. 金利指標改革（IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号）に関する IFRS タクソノミ・アップデートを開発するために取られたデュー・プロセスの手順

b. 提案している IFRS タクソノミ・アップデートに対するフィードバック

c. IFRS タクソノミのアップデートを最終確定するにあたっての今後のステップ

審議会は何も決定を求められなかった。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation
コピーライト © IFRS 財団
ISSN 1474-2675